

令和 7 年

市議会 5 月臨時会議案

知立市

令和 7 年市議会 5 月臨時会議案

所 管	番 号	案 件
税 務	承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（知立市税条例の一部を改正する条例）
国 保	議案第 3 8 号	知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
教 庶	議案第 3 9 号	工事請負契約の締結について（校舎長寿命化改良工事）
教 庶	議案第 4 0 号	財産の取得について（過熱蒸気調理器）

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求める。

知立市税条例の一部を改正する条例

（専決第 1 号）

（専決処分書別紙）

令和 7 年 5 月 1 日提出

知立市長 石 川 智 子

専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり知立市税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和7年3月31日

知立市長 石 川 智 子



知立市税条例の一部を改正する条例

知立市税条例（昭和４５年知立市条例第５３号）の一部を次のように改正する。

第７５条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０
キロワット以下のもの 年額 ２，０００円

第８０条第２項第５号中「定格出力」の次に「（第７５条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

附 則

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の第７５条（第１号に係る部分に限る。）の規定は、令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和６年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 38 号

知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 5 月 1 日提出

知立市長 石 川 智 子

知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

知立市国民健康保険税条例（昭和 45 年知立市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万 5,000 円」を「30 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5,000 円」を「56 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の知立市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 39 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 7 年 5 月 1 日提出

知立市長 石 川 智 子

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 校舎長寿命化改良工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 知立市 上重原町小針 地内 |
| 3 | 工事の概要 | 建築工事、電気設備工事、機械設備工事 |
| 4 | 請負契約金額 | 金 3 2 8 , 3 5 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 請負契約者 | 知立市内幸町加藤 7 5 番地
中一建設工業株式会社
代表取締役 中根 正喜 |
| 6 | 契約の方法 | 一般競争入札 |

提案理由

この案を提出するのは、猿渡小学校南西棟の長寿命化改良工事のため必要があるからである。

入札書比較価格 事前公表		金303,300,000円		落札率 98.4 %	
入 札 執 行 調 書					
令和 7 年 4 月 7 日 執行					
工 事 名		校舎長寿命化改良工事			
路線等の名称		猿渡小学校南西棟			
工 事 場 所		知立市 上重原町小針 地内			
入 札 者 氏 名		入札書記載金額	評価点	評価値	備 考
中一建設工業（株）		298,500,000	125.000	1.270	落札
野々山建設（株）					辞退
植村産業（株）					辞退
共和建設工業（株）		300,000,000	115.000	1.162	
※ 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。					落札者決定

議案第 40 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するものとする。

令和 7 年 5 月 1 日提出

知立市長 石 川 智 子

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 名 称 | 過熱蒸気調理器 |
| 2 | 数 量 | 1 台 |
| 3 | 取 得 金 額 | 金 49,775,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 名古屋市中村区名駅南三丁目 13 番 20 号
株式会社中西製作所名古屋支店
支店長 高杉 幹雄 |
| 5 | 契約の方法 | 7 社の指名競争入札 |

提案理由

この案を提出するのは、給食を安定的に安全に提供するため、過熱蒸気調理器を取得する必要があるからである。

入札書比較価格 事前公表		金60,790,000円		落札率		95.4		%	
入 札 執 行 調 書									
令和 7 年 4 月 1 7 日 執行									
工 事 名		過熱蒸気調理器更新工事							
路線等の名称		知立市学校給食センター							
工 事 場 所		知立市 八ツ田町川畔 地内							
入 札 者 氏 名		第一回	第二回	第三回	備 考				
		入札書記載金額	入札書記載金額	入札書記載金額	()内の金額は過熱蒸気調理器の費用				
(株) 厨林堂		59,990,000							
(株) アイホー 名古屋支店		60,240,000							
ハヤカワ産業 (株)		65,527,000			無効				
日本調理機 (株) 中部支店		60,312,000							
(株) 中西製作所 名古屋支店		58,000,000			落札 (45,250,000円)				
丸天産業 (株)		59,200,000							
ホシザキ東海 (株)		59,600,000							